

○財務省告示第五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年十二月十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年一月六日  
財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第三十  
三回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項及び第四十七条

三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財  
務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

発 行 一 と い う 。  
別 加 入 者 第 二 非 格 競 争 入 札  
に よ る 発 行 一 下 国 債 市 場 特  
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の  
に 応 募 額 を 順 次 割 り  
各 申 込 み の 高 い  
も の か ら そ の ち ち 募 額 を 順 次 割 り  
当 て る 。  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申  
込 み 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申  
込 み 額 の 割 り 当 て る 。

六

イ 発

入 価 行  
札 格 競  
発 競  
行 争 額

額 ち 金 額 で 五 千 五 百 十 九 億 円  
う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に  
定 め て は づ き 額 面 金 額 で 二 千 八 百  
つ 十 五 億 六 百 三 十 万 円 、 特 別  
四 十 六 百 三 十 万 円 特 別  
会 計 関 連 基 本 法 第 四 十 六 条 第  
一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利  
付 国 債 に 関 連 基 本 法 第 四 十 六 条 第  
二 項 の 規 定 に 基 づ き 額 面 金 額 で  
五 千 六 百 七 十 三 億 九 千 三 百 六 十  
特 別 参 加 場 所 特 別 参 加 場 所  
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

口  
特 国  
別 債  
参 市  
加 場

九	八	ハ					ロ					イ					ハ											
		振替	最額	行争	非争	者争	特参	国債	行争	非争	者争	特参	国債	入札	価格	競争	払込	金額	行争	非争	者争	特参	国債	行争	非争	者争		
額の振替法の規定による最低額の金簿	五万円					三百三十五億四千二百万円						四百五十八億千六百八十四万円	四萬五千三百三十四億五千八百四十	五萬三千三百三十四億五千八百四十	千九十五萬圓	は、金額で二百九十八億八	づき発行した付国債に基	円、同法第四十七條の規定に基	額面金額で四十八億九百五十	発行した付国債に基	四十六條第一項の規定に基	うち特別会計に関する法律第	額面金額で三百四十七億圓					でた利付国債について、額面金額

十 十  
三 二

十 十  
イ 一  
ロ 一  
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

(ロ)

(一) 年

平 成 二 十 二 年 十 二 月 十 日  
す る 。  
十 額 十 額  
面 金 面 金  
上 額 上 額  
の 百 円 に つ き  
そ れ ぞ れ の 九 十 六 円  
に つ き 九 十 六 円  
六 十 六 銭

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{81}{365}$$

二 〇 一 〇 年  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
に 依 り 決 算 出 した 額 に 第 二 算  
式 による 規定 する 期 日 に 払 込  
む も の と する 。

に 係 る 所 得 税 が 泉 徴 収 さ れ  
る の と 同 じ 振 替 口 座 中 の  
口 座 記 録 簿 算 式  
の 記 算 した 金 額  
に 依 り 算 出 した 金 額  
に 該 当 する 金 額  
を 算 出 した 金 額  
に 該 当 する 金 額  
を 算 出 した 金 額

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金  
十七 償還金額  
十八 元利支  
十九 払場所  
二十 入札参加者

平成二十二年十二月十日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成二十二年九月二十日  
利子を支払う。  
て、その日以前六月間に属する  
を、支払期とし、各支払期におい  
毎年三月二十日及び九月二十日  
毎、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。  
平成二十二年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

時において取得する者が非居  
住者又は外国法人である場合  
には、前記(一)の算式により算  
出した金額に適用を受ける所  
は、外国税法人が適用を受ける  
控除することができる。  
平成二十三年三月二十日を支  
払期とし、次の算式により算  
した金額を支払う。ただし、支  
払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。